

第3回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 摘録

- ◆ 日時：平成29年3月30日（木） 14:00～16:00
- ◆ 場所：京都ガーデンパレス 「桜」
- ◆ 出席者：以下参照

区 分	名 前（敬称略）	所 属
委 員	谷口 忠武	日本弁護士連合会 元副会長
	長谷川 尚史	京都大学フィールド科学研究センター 准教授
	荒井 均（代理）	王子木材緑化株式会社 林業部長
	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事会長
	吉田 英治	京都市森林組合 代表理事組合長
	北川 義晴	京北森林組合 代表理事組合長
	四辻 均	京北木材業協同組合 代表理事
オブザーバー	宮部 大輝	林野庁林政部企画課課長補佐（総括）
事務局	納谷担当部長	京都市農林振興室
	川田課長	京都市農林振興室林業振興課
	石浦担当課長	京都市京北農林業振興センター
	安藤課長補佐	京都市農林振興室林業振興課
	埜村担当	京都市農林振興室林業振興課

- ◆ 当日資料：以下参照

資料 No.	資料名
	配布資料一覧
資料1	次第
資料2	配席図
資料3	出席者名簿
資料4	委員等からの意見・提案
資料5	提言（案）
資料6	提言（案）の概要
資料7	今後のスケジュール（案）
参考資料	提言骨子（案）

委員等からの主な意見

- ・提言書には、現状と課題、取組、最終目標を提言書に盛り込むべき
 - ・京都市においては、多くの規制がかかっている。申請・許可を一元的に行うべき
 - ・資料6の共有林の持分移転制度については、平成29年4月1日から施行されるため、事例は無い。表現を再考すべき
 - ・所有者不明森林の対応について、国家要望や特区申請など、国への要請は行うべき
 - ・全国に事例がない中で、煩雑な手続きを理由にアクション2を取り組むという表現は避けるべき
 - ・モデル事業の提言においては、「京都市全域における森林資源情報システムの導入を目指す」と表現すべき
 - ・新たな担い手については、継続的に事業量を確保する必要があるため、事業量を定める長期計画とともに考えるべき
 - ・担い手の育成の中に、組織の育成の観点も盛り込むべき
- ⇒各意見等からの意見等を踏まえた提言書の決定については委員長、副委員長に一任することとする。